

# 今月の税務トピックス

## (中小企業投資促進税制の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人石山事務所 所長)

### はじめに

地域経済の中核を担う中小企業の経営状況は、業種により違いも見られますが、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等により、収益環境の悪化が懸念されています。

令和7年度税制改正では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の改正に伴い、中小企業投資促進税制におけるみなし大企業の判定が見直されました。

本稿では、中小企業投資促進税制の制度の概要と実務上の留意点について解説することとします。

### I 制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）等が、平成10年6月1日から令和9年3月31日までの間において、特定機械装置等の取得等をして国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。以下同じ）には、特別償却（特別償却限度額：基準取得価額×30%）が適用できます。

また、資本金の額等が3,000万円以下の特定中小企業者等については、その特別償却に代わって特別税額控除（税額控除限度額：基準取得価額×7%）を選択適用することができます（措法42の6①②）。

ただし、特別税額控除額の上限については、本制度及び「中小企業経営強化税制（措法42の12の4②）」の特別税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しができます（措法42の6③④）。

### II 適用対象資産の範囲

① 機械及び装置（取得価額要件：1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの）

② 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）（取得価額要件：それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（注））

（注）それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円

以上のものを含む。

③ 車両及び運搬具（貨物運搬用の普通自動車のうち車両総重量3.5t以上のもの）

④ 船舶（内航海運業の用に供されるもの）

⑤ ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの）（取得価額要件：一の取得価額が70万円以上のもの）

### III 令和7年度税制改正

#### 1 対象法人の見直し

みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているときにおけるその株式又は出資が除外されました（措法42の6①、措令27の6①）。

#### 2 適用期限の延長

適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和7年3月31日）まで2年延長されました（措法42の6①）。

#### 3 適用関係

上記1及び2の改正は、令和7年4月1日以後に取得又は製作をする機械装置等について適用され、同日前に取得等をされた機械装置等については、なお従前の例によります（令和7年改正法附則40）。

#### 対応

適用対象とされるソフトウェアの具体的範囲には、①サーバー用オペレーティングシステムのうち一定のもの、②サーバー用仮想化ソフトウェアのうち一定のもの、③データベース管理ソフトウェアのうち一定のもの、④連携ソフトウェアのうち一定のもの、⑤不正アクセス防御ソフトウェアのうち一定のものとしてされているので、実務上活用を検討すべきでしょう。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。